

2008年9月14日

日本図書館協会理事長
塩見 昇殿

日本図書館文化史研究会
代表 阪田 蓉子

「図書館法改正に基づく司書養成科目の省令科目について」についての見解

日ごろは、図書館の発展のために種々ご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、日本図書館協会は、去る6月13日付で文部科学大臣に対して「図書館法改正に基づく司書養成科目の省令科目について」と題する提起をされました。私ども日本図書館文化史研究会では、この文書について以下のような見解をまとめましたので、お伝え申し上げます。

現在の司書講習科目には、選択科目として「図書及び図書館史」という科目が設定されています。ところが今回の協会案では、こうした歴史を学ぶ科目は設けられていません。はなはだ遺憾なことと考えます。

1990年頃の司書講習科目見直しの際の議論でも、一時図書館史が科目案から欠落していました。これに対して私ども（当時は図書館史研究会）は、「図書及び図書館史」の復活を求めて、文部大臣（当時）に対する要望書提出などの運動を展開しました（文部大臣宛要望書は『図書館年鑑』1992年版に掲載）。

司書養成上での歴史教育の重要性は次第に広く認識され、1991年の徳島県で開催された全国図書館大会では、「司書講習科目（新カリキュラム案）についての要望」が決議されました。このような経緯を経て、1996年制定の司書講習科目で、選択科目として残されたのです。

今回の協会案は、こうした現行司書講習科目制定の経過が十分に顧慮されていないものといわざるを得ません。全国図書館大会での決議を踏みにじるものでもあり、大変残念に思います。

ご承知のように、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」で、「大学において履修すべき図書館に関する科目」の試案が作成されました。その試案では、図書館概論、図書館資料論、図書館サービス論の各科目内容において、それぞれに歴史的な観点からの学習項目が設けられました。さらに、図書館特論の科目内容の第一の例に、「図書及び図書館の歴史」が示されました。

これは、現行の司書講習科目は理論的な学習が不十分であり、大学の教育科目としてはふさわしくないという批判があることを考慮した結果と思われる。また、図書館の専門的職員の基礎知識の一分野として、図書館の歴史を学ぶことが大切であるという協力者会議の認識を示すものといえます。

もちろん、個別科目中の数時間で教える「歴史」では不十分です。図書館の意義や必要性を深く理解し、図書館全体を捉える視点を持つためには、業務分野別の歴史だけでなく、図書館サービス全体の歴史を総合的・系統的に学ぶ科目を設ける必要があると考えます。

図書館サービスは、全体を歴史的にみることによって始めて、その存在意義を正しく評価することができるものです。しかしながら、歴史を学ぶことの重要性になんらの配慮を示していない協会案に比べて、格段にすぐれた案といえます。

司書講習科目の場合は、ある程度実用性が重視されるのは当然と思われませんが、大学における教育科目の場合、どうしても学術性を問われることとなります。理論・原論不在のカリキュラムでは、大学教育のなかで確固たる地位を確保するのは難しいと思います。

現今の図書館情報学の専門誌に掲載される原著論文には、歴史的研究が少なくありません。さらに研究を集大成した図書、博士論文になると、歴史研究が大半を占めています。図書館史研究は、図書館情報学の一つの核となっています。歴史を無視・軽視した内容で、司書養成課程の独自性を維持することができるのでしょうか。

確かに現代の図書館の運営で、コンピュータに関する知識や技術が必要であることは間違いありません。しかしネットワークや情報機器に関する技術や知識などは、大学の初年次教育の内容と重なります。このような科目を図書館職員養成の「基礎科目」として設定すると、各大学の基礎教養科目に埋没するおそれがあります。図書館やメディアの発達を総合的に学習する科目を、司書資格取得のための基礎科目として設定する必要があるのではないかと、私どもは考えます。

大学における司書課程の地位低下につながるような養成科目の設定は、図書館情報学のアイデンティティと専門職制度の確立の妨げになります。協会が実施上の留意点として主張する、司書課程専任教員の複数配置も、大学当局に理解されないと思います。

あるいは、必修科目として「図書館特論」を設けるのではなく、現在の司書講習科目と同様の選択科目制を採用して、そこに図書館やメディアの歴史に関する科目を設定するのも一案ではないかと思えます。協会案では特設科目として「図書館特論」が設定されていますが、この案では、効率的な経営を目指す各大学から不要な科目とみなされる可能性が大きいと思われれます。選択必修制度を維持して、歴史に関する科目のほか、図書館実習など、発展的に学習することが望ましい科目名を具体的に明示し、各大学が適切な科目を複数設置し、受講者がその興味・関心に応じて選択できるよう導くことが妥当と思われれます。

以上、日本図書館協会が文部科学大臣に提起しました「図書館法改正に基づく司書養成科目の省令科目について」に関して、私ども日本図書館文化史研究会としての見解を申し述べました。私どもの見解をもふまえて、大学における司書養成科目、あるいは司書講習科目について、さらに検討を加えることを要望します。